

令和5年12月8日

# 静岡県水循環保全条例に基づく届出制度

静岡県 暮らし・環境部 環境局 水資源課



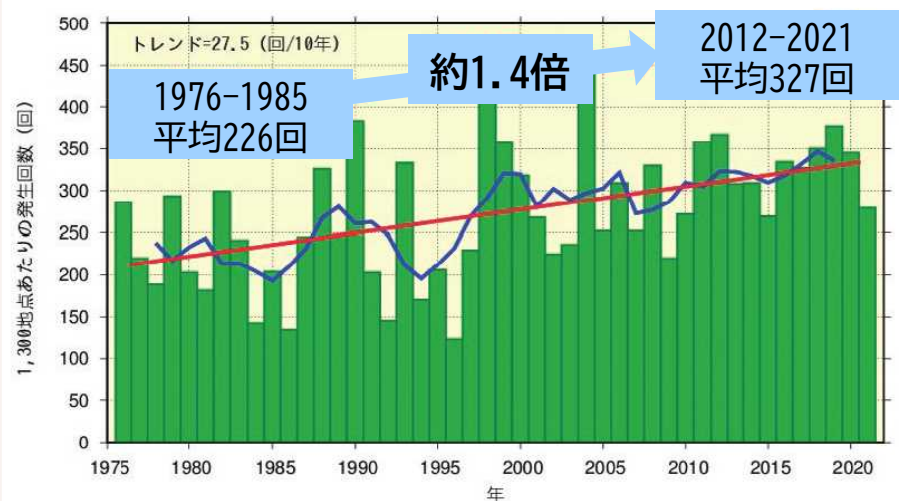
# 1. 条例制定の背景

近年、地球温暖化に伴う気候変動や開発行為等の社会経済活動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせ、洪水、渇水、生態系への影響など様々な問題が顕著になっている。

集中豪雨(短期間強雨)の発生回数が  
30年前に比べ1.4倍に増加

無降雨(1.0mm未満降水量)の日数が  
100年単位で見たとき増加傾向にある

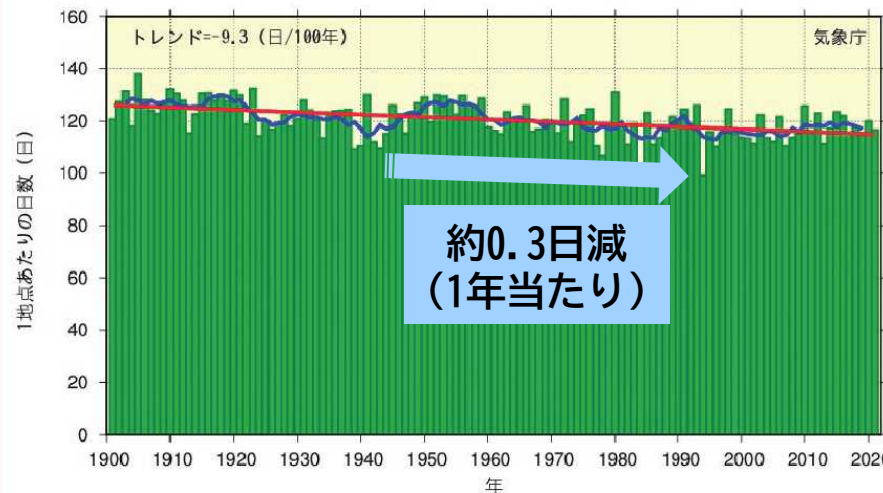
1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化



(注) アメダスの地点数は、昭和51年当初は約800地点だが、その後増加し、令和3年では約1,300地点。棒グラフ(緑)は各年の年間発生回数を示す(全国のアメダスによる観測値を1,300地点あたりに換算した値)。太線(青)は5年移動平均値、直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。

災害の頻発化、激甚化

日降水量1.0mm以上の年間日数の経年変化



(注) 1. 日降水量1.0mm以上の年間日数は1901年(明治34年)~2021年(令和3年)の121年間で減少している(信頼度水準99%で統計的に有意)。  
2. 棒グラフは国内51観測地点での日降水量が1.0mm以上になった年間日数(1地点当たりの日数に換算)。  
3. 折れ線は5年移動平均値、直線は期間にわたる変化傾向を示す。

渇水の頻発化、長期化

# 1. 条例制定の背景

表1：近年の全国と県内の豪雨被害状況

令和元年10月	令和元年東日本台風	全国	家屋全半壊30,357棟、家屋浸水28,916棟
		県内	家屋全半壊20棟、家屋浸水2,279棟
令和3年7月	令和3年7月豪雨 (熱海土石流災害)	全国	家屋全半壊174棟、家屋浸水6,971棟
		県内	家屋全半壊65棟、家屋浸水3,110棟 (うち熱海：家屋全半壊64棟)
令和4年9月	令和4年9月台風	全国	家屋全半壊1,807、家屋浸水9,470棟
		県内	家屋全半壊1,807、家屋浸水9,435棟

表2：県内主要水系の取水制限実施日数

水系	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
天竜川	—	44	116	16	—	78	72
大井川	35	97	95	52	67	—	—

記録的な災害の発生、取水制限の頻発化



地球温暖化に伴う気候変動や開発行為等により水循環に大きな変化



洪水の頻発・激甚化、渇水の頻発・長期化、生態系への悪影響



県民の生命・財産・生活、豊かな県土が脅かされている



健全な水循環を保全していくことが不可欠



## 水循環保全条例を制定

健全な水循環の保全を図り、県民生活の安定向上及び  
本県の経済社会の健全な発展に寄与する。



### ① 目的

#### 目的（条例第1条）

健全な水循環の保全について、基本理念を定め、各々の責務を明らかにし、健全な水循環保全のための基本的施策、水源保全地域の適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、**健全な水循環の保全を図り、県民生活の安全向上と本県の経済社会の健全な発展に寄与すること。**

基本理念（条例第3条）

責務（条例第4条～第7条）

★静岡県水循環保全本部（第8条）

★基本的施策（流域水循環計画）（条例第9条～第15条）

★適正な土地利用の確保（条例第16条～第21条）

雑則（条例第22条～第23条）、罰則（条例第24条）

### ② 基本理念、責務

#### 基本理念（条例第3条）

健全な水循環の保全是

- 現在及び将来の県民が、良好な飲料水等を確保でき、その他水循環のもたらす恵みを持続的に享受できるよう適切に行うこと。
- 県、事業者、土地所有者、県民の適切な役割分担により持続的に行うこと。
- 科学的知見の充実の下に、予防的な取組により対応すること。

#### 責務（条例第4条～第7条）

- 県**は、健全な水循環の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施する。
- 事業者**は、事業実施に当たり健全な水循環の保全に配慮し、施策に協力する。
- 土地所有者**は、水源保全地域の適正な土地利用に努め、施策に協力する。
- 県民**は、県の施策に協力する。



# 2. 条例の概要

## ③ 基本的施策

### 流域の施策(第9条)

水の貯留・涵養機能の向上



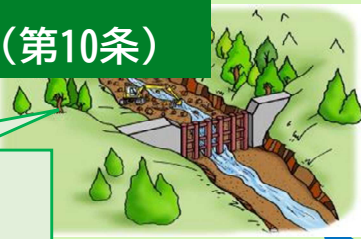
自然環境保全・再生



文化の振興・保全

### 山間地域の施策(第10条)

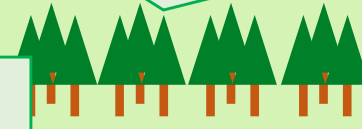
土砂災害の抑制



水質や土壌汚染の防止



森林の保全・維持管理

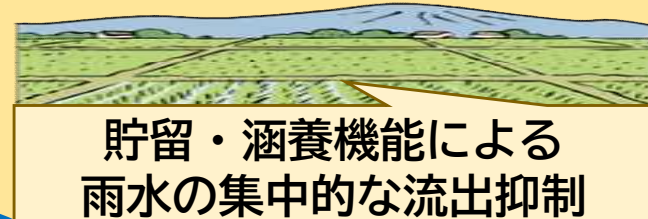


### 農村地域の施策(第11条)

水を有効活用する体系づくり



貯留・涵養機能による  
雨水の集中的な流出抑制



### 都市地域の施策(第12条)

水の浸透能力向上

生態系に配慮した河川の整備



雨水等の有効利用



水利用の合理化  
(第13条)

理解の増進・活動の促進  
(第14条)

## 2. 条例の概要

### 流域水循環計画（条例第15条）

流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な**流域毎に流域水循環計画を定める**。



### ④適正な土地利用の確保

#### 条例第16条第1項

「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を、**水源保全地域**として指定

#### 土地取引・開発行為の届出（条例第17・18条）

水源保全地域内において…

- 【土地取引】土地の売却・賃貸等を行おうとする場合
- 【開発行為】土地の形質変更や地下水採取設備の設置等を行おうとする場合

○健全な水循環の保全のために特に必要があるときは届出者に対し指導を行う。

**2月前までに  
届出が必要  
(面積要件なし)**

**土地取引：将来行われる開発行為の情報の事前把握**

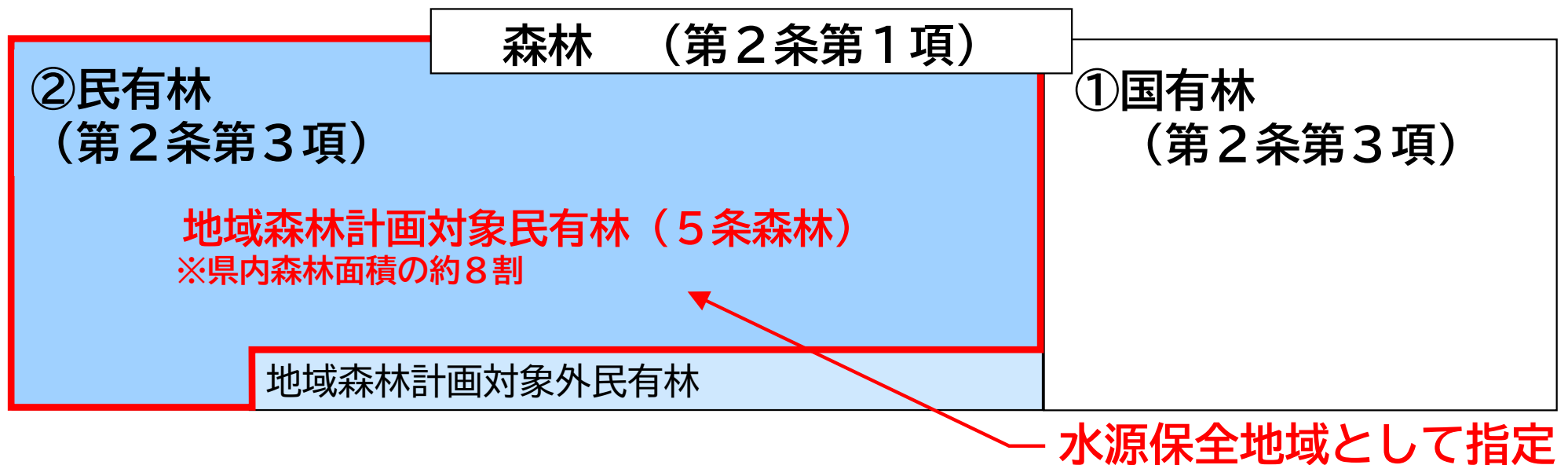
**開発行為：他法令で規制されない開発行為の把握・指導**

### 条例第16条第1項

「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を、**水源保全地域**として指定

### → **地域森林計画(森林法第5条第1項)の対象とする区域**

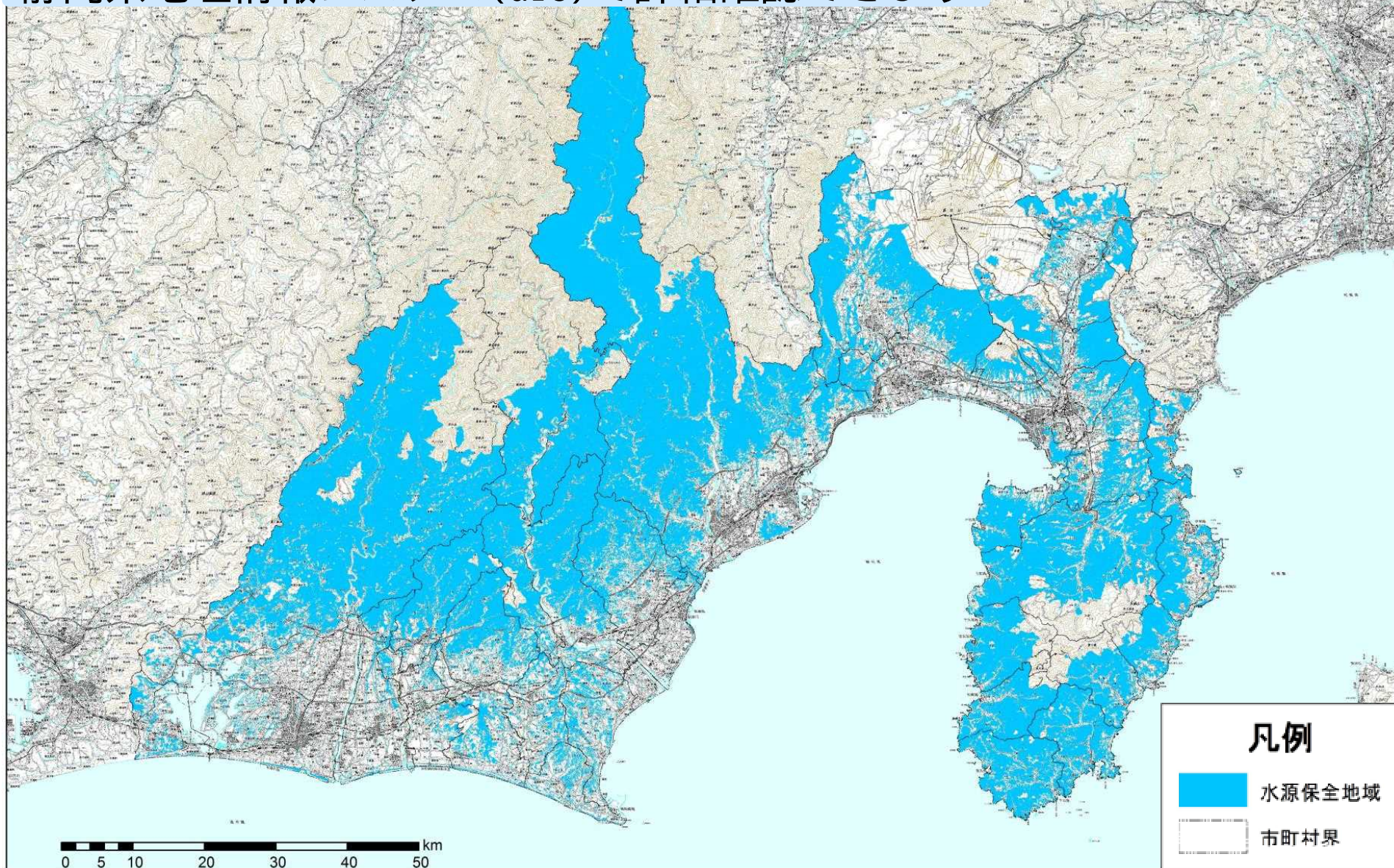
(森林法第5条第2項第1号)を水源保全地域として指定





### 水源保全地域指定図

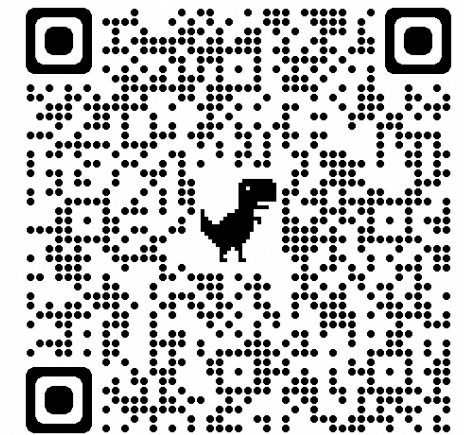
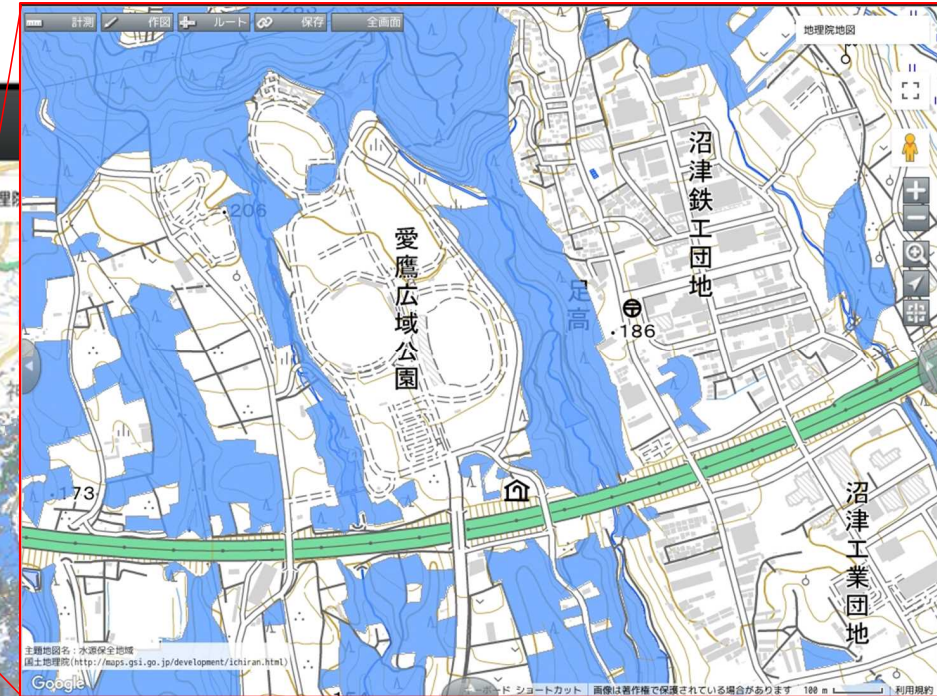
静岡県地理情報システム(GIS)で詳細確認できます





## 静岡県地理情報システム(GIS)画面

The screenshot displays the Shizuoka GIS interface. On the left, a sidebar titled '静岡県GIS' contains a search bar and a '表示切替' (Display Switch) section with a list of checked water source protection areas: 静岡市, 浜松市, 沼津市, 熱海市, 三島市, 富士宮市, 伊東市, 島田市, 富士市, 磐田市, and 焼津市. Below this is a '検索結果' (Search Results) section. The main map area shows a topographic map of Shizuoka with blue-shaded water source protection areas. A red square on the map indicates the location of the zoomed-in view. At the bottom of the map, text reads '主題地図名: 水源保全地域' and '国土地理院 (http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)'. The Google logo is visible at the bottom left of the map area.





## ①土地取引の届出

### 目的

- ・将来行われる開発行為の情報の**事前把握**

### 届出の対象

- ・所有権、賃借権等に移転・設定する契約  
例：売買契約、贈与契約  
賃貸借契約、地上権設定契約  
※相続による所有権等の移転は届出不要

### 届出者

- ・土地の所有権又は賃借権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利を有する者 例) 土地売買→売主、土地の賃貸借→貸主

※面積要件はない。

※適用除外の規定あり。

※届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料に処せられることがある

## ②土地取引届出の適用除外

水源保全地域内で行う土地取引は届出が必要

### 適用除外（条例第17条第2項）

1 契約の当事者の一方又は双方が、国又は地方公共団体

2 その他規則で定める場合

土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が森林整備法人(分収林特別措置法第10条第2号)又は国立研究開発法人森林研究・整備機構である場合

国土利用計画法の規制区域、注視区域又は監視区域内で土地売買等の契約を締結しようとする場合

農地法第3条第1項の許可を要する場合又は同項各号のいずれかに該当する場合  
(中間管理権の設定、集積計画による権利設定等)

森林法第10条の2第1項第3号に規定する事業を実施するために土地取引を行う場合  
(公益性の高い事業で森林法施行規則第5条で定めるもの)

電柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築等を行うために土地売買等の契約を締結しようとする場合

## ③開発行為の届出

### 目的

- ・ **他法令で規制されない開発行為**の把握・指導

### 届出の対象

- ・ 土地の形質の変更（土石の採取、鉱物の掘採等）
- ・ 地下水又は地表水を取水するための設備の設置
- ・ 建物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 立木竹の伐採

### 届出者

- ・ 開発行為を行おうとする者  
※施工者ではなく、事業主体、施主（発注者）

※面積要件はない。

※適用除外の規定あり。

※届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料に処せられることがある

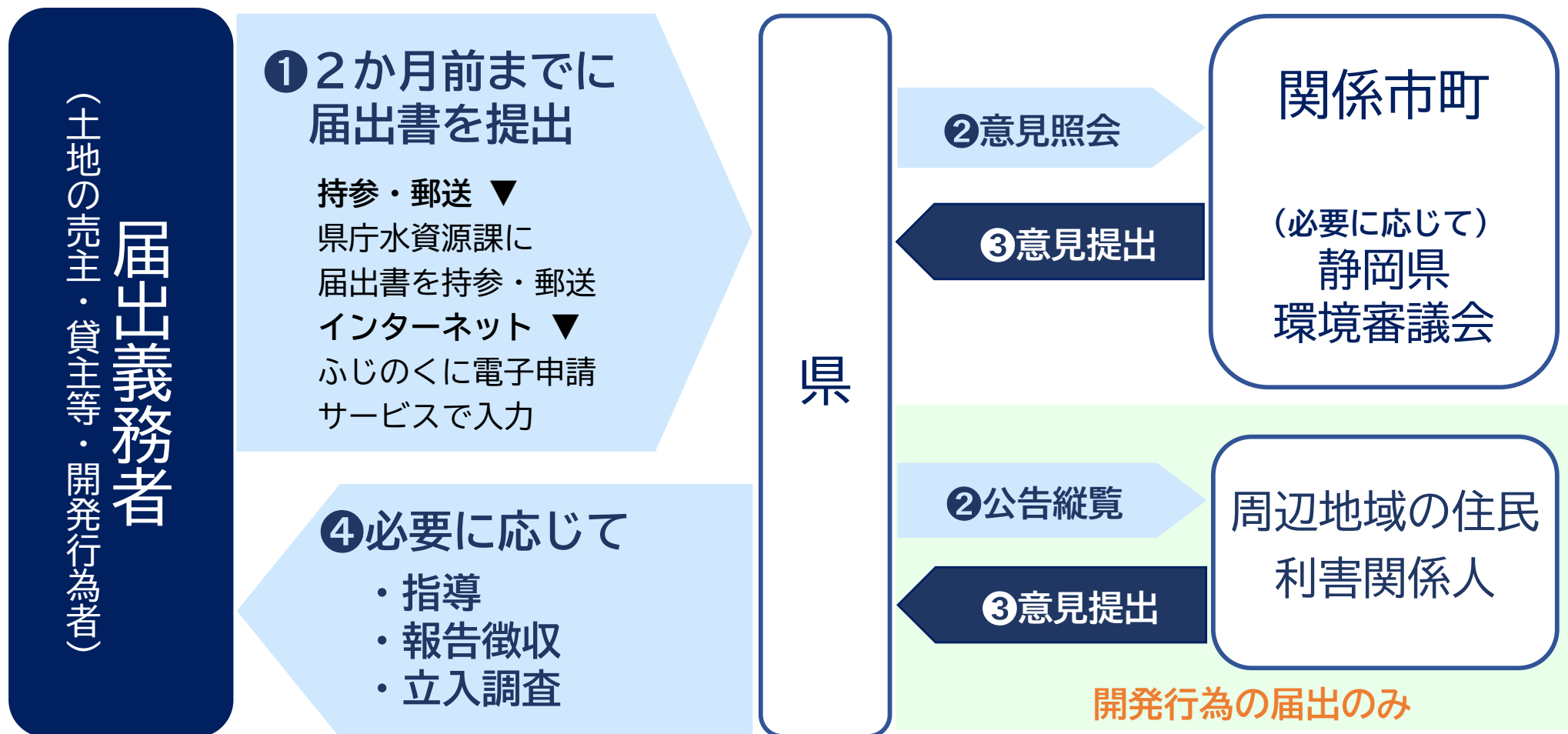
## ④開発行為届出の適用除外

水源保全地域内で行う開発行為は届出が必要

### 適用除外（条例第18条第2項）

1	国又は地方公共団体が開発行為を行う場合
2	非常災害のために必要な応急措置として開発行為を行う場合
3	法令又は条例に基づく許可等の処分又は届出等の行為を要する開発行為で規則第5条第6項で定めるものを行う場合
	森林法第10条の2第1項の許可を要する開発行為を行う場合
	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の許可を要する開発行為
	静岡県盛土等の規制に関する条例第9条の許可を要する開発行為・・・等
4	農業、林業又は漁業を営むために開発行為を行う場合
5	自己の居住の用に供する住宅の新築、増築、改築、移転又は撤去のために開発行為を行う場合
6	規則第5条第7項で定める場合

## ⑤提出方法及び事務処理の流れ



※ 開発行為の届出については、円滑に受理されるよう、添付書類の作成方法などについて事前に水資源課に相談することをお勧めします。

## ⑥届出状況と効果

	届出件数※ (11月24日現在)	届出面積 (ha)	目的
土地取引	10件	0.14~7.39	現況と同じ（山林等の売買） 現況と異なる （資材置場、駐車場、住居）
開発行為	4件	0.01~0.26	送電鉄塔の設置、太陽光発電施設の設置、 資材置場整備のための伐採

※受理済みの件数のみを表示

- ・ 将来行われる開発行為の情報の事前把握
- ・ 県GISによる庁内での情報共有
- ・ 意見照会等による市町との情報共有



## 静岡県水循環保全本部の組織

